

選 択 約 款 変 更 届 出 書

客 営 料 第 2 6 号
平成 26 年 1 月 15 日

経 済 産 業 大 臣 茂 木 敏 充 殿

福 岡 市 中 央 区 渡 辺 通 二 丁 目 1 番 82 号
九 州 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 長 瓜 生 道 明
社

次 の と お り 選 択 約 款 を 変 更 し た の で , 電 気 事 業 法 第 19 条 第 12 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 ます 。

変 更 の 内 容	別 紙 に 記 載 の と お り で あ り ます 。
実 施 期 日	平 成 26 年 3 月 1 日

別 紙

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

(選 択 約 款)

平成26年 3 月 1 日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	季節区分および時間帯区分	1
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	4
7	自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い	4
8	そ の 他	5
附	則	7
別	表	11

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、昼間から夜間への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(1)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \begin{array}{l} \text{(4)} \\ \text{の} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{の} \\ \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧季時別電力の夜間} \\ \text{時間における電力量料金} \end{array} \begin{array}{l} \text{(4)} \\ \text{の} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{の} \\ \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量 1キロワット時につき	7円80銭
------------------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

- (1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(2)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (4) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

7 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(2)によるものといたします。

イ 別表（調整期間および調整時間）2に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ロ 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(2) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から5（料金）(1)によって算定された蓄熱割引額およびイによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものとしたします。

イ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{ロの契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	648円00銭
--------------------	---------

8 その他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄

熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

- (3) その他の事項については，供給約款または選択約款の低圧季特別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，平成26年3月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

- (1) 平成26年3月31日までは，変更前の選択約款の低圧蓄熱調整契約（平成25年4月2日届出。）を適用いたします。
- (2) 平成26年4月1日以降は，この選択約款を適用いたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

5（料金）および7（自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）については，料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については，次のとおりといたします。

(1) 5（料金）の取扱い

各月の料金は，供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力によって算定された早收料金の場合の金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものを早收料金として算定いたします。

イ 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その1月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧電力の夏季料金} - \text{二の}}{\text{またはその他季料金} - \text{蓄熱単価}} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ロ) 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\frac{\text{低圧季時別電力の夜間} - \text{二の}}{\text{時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価}} \right]$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された夜間使用電力量といたします。ただし、夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は、夜間使用電力量から八によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

ホ 単位および端数処理

- (イ) 控除電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
 - (ロ) 控除率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，切り捨てます。
- (2) 7 (自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い) の取扱い

イ 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，口によるものといたします。

- (イ) 蓄熱ピーク調整が可能であること。
- (ロ) 蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，(1)によって算定された早収料金の場合の金額から(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(イ) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，1 月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その 1 月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = (\text{ロ})\text{の契約調整電力} \times \text{調整時間} \times (\text{ハ})\text{の割引単価}$$

(ロ) 契約調整電力

契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量 (キロワット) 等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 割引単価

割引単価は，1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	648円00銭
--------------------	---------

4 消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける，平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については，附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)ニまたは(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
5（料金）の取扱い 蓄熱単価 蓄熱電力量1キロワット時につき	円 7.58
7（自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）の取扱い 割引単価 契約調整電力1キロワット1時間につき	630.00

別 表

(調整期間および調整時間)

1 調 整 期 間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

8月13日、8月14日、8月15日、8月16日

2 調 整 時 間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成26年1月15日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、ここに平成25年4月2日届出の低圧蓄熱調整契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

選択約款の変更の内容

- (1) 電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

(2) 新旧蓄熱単価および割引単価比較表

イ 蓄熱単価

現 行 料 金		改 定 料 金	
単 位	蓄熱単価	単 位	蓄熱単価
蓄熱電力量 1 kWh	円 銭 7.58	蓄熱電力量 1 kWh	円 銭 7.80

ロ 蓄熱式空調システムのピーク調整を行う場合の割引単価

現 行 料 金		改 定 料 金	
単 位	割引単価	単 位	割引単価
契約調整電力 1 kW・調整 時間 1 時間	円 銭 630.00	契約調整電力 1 kW・調整 時間 1 時間	円 銭 648.00

(3) 新旧蓄熱単価および割引単価比較表（附則 4〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

イ 蓄熱単価

現 行 料 金		新 設 料 金	
単 位	蓄熱単価	単 位	蓄熱単価
		蓄熱電力量 1 kWh	円 銭 7.58

□ 蓄熱式空調システムのピーク調整を行う場合の割引単価

現 行 料 金		新 設 料 金	
単 位	割引単価	単 位	割引単価
		契約調整電力 1 kW・調整 時間 1 時間	円 銭 630.00

3 料金の算出根拠

料金の算出根拠

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。